年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年5月25日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　5件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　5件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900101 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000004 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における請求期間①及び②に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の１のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における請求期間①のうち、平成 13 年５月１日から同年６月１日までの期間、平成 14 年 10 月１日から平成 15 年９月１日までの期間及び請求期間②のうち、平成 20 年１月１日から平成 21 年４月１日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の２のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額（上記１の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

３　請求者のＢ社における請求期間③のうち、平成 21 年４月１日から同年９月１日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の３のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第１条第５項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の請求期間③のうち、平成 21 年４月から同年８月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

４　請求者のＢ社における請求期間③に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の４のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額（平成 21 年４月から同年８月までについては、上記３の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。また、平成 21 年９月から平成 22 年３月までについては、訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 41 年生

住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 13 年５月１日から平成 16 年４月１日まで

②　平成 18 年４月１日から平成 21 年４月１日まで

③　平成 21 年４月１日から平成 22 年４月１日まで

Ａ社に勤務していた請求期間①及び②、また、Ｂ社に勤務していた請求期間③に係る標準報酬月額について、保管している給与明細書から、年金事務所が記録する標準報酬月額以上の給与が支給され、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①及び②について、請求者から提出されたＡ社の給与明細書、給与所得の源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書、同社から提出された賃金台帳、給与の振込口座がある金融機関から提出された顧客別預金残高元帳及び請求者の居住地のＣ市から提出された給与支払報告書（以下「給与明細書等」という。）から判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の１のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、事業主が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書等に記載された報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額と一致しており、事業主は請求内容どおりの

届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2　請求期間①のうち、平成13年５月１日から同年６月１日までの期間、平成14年10月１日から平成15年９月１日までの期間及び請求期間②のうち、平成20年１月１日から平成21年４月１日までの期間について、上記給与明細書等により確認できる標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、上記１の厚生年金特例法の訂正後の標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

したがって、請求期間①のうち、平成13年５月１日から同年６月１日までの期間、平成14年10月１日から平成15年９月１日までの期間及び請求期間②のうち、平成20年１月１日から平成21年４月１日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から別表の２のとおりに訂正し、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記１の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3　請求期間③のうち、平成21年４月１日から同年９月１日までの期間について、請求者から提出されたＢ社に係る給与明細書等から判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、厚生年金特例法に基づき、請求者の請求期間③のうち、平成21年４月１日から同年９月１日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の３のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間③のうち、平成21年４月から同年８月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、事業主が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同被保険者標準報酬決定通知書等に記載された報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額と一致しており、事業主は請求内容どおりの届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間③のうち、平成21年９月１日から平成22年４月１日までの期間については、上記給与明細書等により、請求者の給与から源泉控除されていたことが確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付（年金額）の対象に当たらないため、訂正は認められない。

４　請求期間③のうち、平成21年４月１日から同年９月１日までの期間について、上記給与明細書等により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記３の厚生年金特例法の訂正後の標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

また、請求期間③のうち、平成21年９月１日から平成22年４月１日までの期間について、上記給与明細書等により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

したがって、請求期間③に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、別表の４のとおりに訂正し、当該期間の訂正後の標準報酬月額（平成21年４月から同年８月までについては、上記３の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。また、平成21年９月から平成22年３月までについては、訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別 表

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900101 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000004 号

１【請求期間①及び②のうち、厚生年金特例法による訂正を行う期間】

請求期間	訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額（オンライン記録）
①	平成 13 年５月	34 万円	26 万円
	平成 13 年６月から同年９月まで	36 万円	26 万円
	平成 13 年 10 月から平成 16 年３月まで	36 万円	28 万円
②	平成 18 年４月から平成 19 年４月まで	36 万円	28 万円
	平成 19 年５月から同年７月まで	41 万円	28 万円
	平成 19 年８月から同年 12 月まで	41 万円	32 万円
	平成 20 年１月から平成 21 年３月まで	36 万円	32 万円

注　「厚生年金特例法による訂正を行う期間」については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録する。

２【請求期間①及び②のうち、厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正を行う期間】

請求期間	訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額（オンライン記録）
①	平成 13 年５月	36 万円	26 万円
	平成 14 年 10 月から平成 15 年８月まで	38 万円	28 万円
②	平成 20 年１月から平成 21 年３月	41 万円	32 万円

注　「厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正を行う期間」については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額として記録する。

３【請求期間③のうち、厚生年金特例法による訂正を行う期間】

請求期間	訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額（オンライン記録）
③	平成 21 年４月から同年８月まで	34 万円	32 万円

注　「厚生年金特例法による訂正を行う期間」については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録する。

４【請求期間③のうち、厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正を行う期間】

請求期間	訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額（オンライン記録）
③	平成 21 年４月から同年８月まで	47 万円	32 万円
	平成 21 年９月から平成 22 年３月まで	47 万円	34 万円

注　「厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正を行う期間」については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900116 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000005 号

第１　結論

請求者のＡ社（平成 18 年 10 月４日にＢ社に名称変更し、現在は、Ｃ社）における平成 15 年７月４日の標準賞与額を 26 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年７月４日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 45 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 15 年７月４日

Ａ社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｃ社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）、「平成 15 年度昇給及び賞与等に関する協定書」、複数の同僚の賞与振込口座の流動性預金異動明細表及びＤ厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等から判断すると、請求者は、平成 15 年７月４日にＡ社から賞与（26 万 1,200 円）の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の２の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 15 年６月 30 日から同年＊月＊日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の２の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の決定通知書等において確認できる賞与額から、26 万 1,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900117 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000006 号

第１　結論

請求者のＡ社（平成 18 年 10 月４日にＢ社に名称変更し、現在は、Ｃ社）における平成 15 年７月４日の標準賞与額を 23 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年７月４日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 46 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 15 年７月４日

Ａ社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｃ社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）、「平成 15 年度昇給及び賞与等に関する協定書」、複数の同僚の賞与振込口座の流動性預金異動明細表及びＤ厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等から判断すると、請求者は、平成 15 年７月４日にＡ社から賞与（23 万 8,620 円）の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の２の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 15 年７月 28 日から平成 16 年＊月＊日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の２の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の決定通知書等において確認できる賞与額から、23 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900122 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000008 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における請求期間に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第１欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における請求期間に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第２欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記１の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 42 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 26 年 12 月 10 日

請求期間において、Ａ社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　Ａ社から提出された賞与統計表及び同社の回答から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これら

の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与統計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第１欄のとおりとすることが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 26 年 12 月 10 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　上記賞与統計表により、請求期間に 17 万 2,000 円の賞与がＡ社から請求者に支払われていたことが確認できることから、請求者の同社における当該期間の標準賞与額を別表の第２欄のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記１の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別 表

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900122 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000008 号

訂正期間 （請求期間）	第１欄	第２欄
	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法（75 条本文） 訂正後の標準賞与額
平成 26 年 12 月 10 日	15 万 2,000 円	17 万 2,000 円

注　第１欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額であり、第２欄については、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額であり、保険給付（年金額）に反映されない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900123 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000009 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における請求期間に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第１欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における請求期間に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第２欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記１の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 47 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 26 年 12 月 10 日

請求期間において、Ａ社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　Ａ社から提出された賞与統計表及び同社の回答から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これら

の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与統計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第１欄のとおりとすることが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 26 年 12 月 10 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　上記賞与統計表により、請求期間に５万円の賞与がＡ社から請求者に支払われていたことが確認できることから、請求者の同社における当該期間の標準賞与額を別表の第２欄のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記１の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別 表

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900123 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000009 号

訂正期間 （請求期間）	第１欄	第２欄
	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法（75 条本文） 訂正後の標準賞与額
平成 26 年 12 月 10 日	４万 4,000 円	５万円

注　第１欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額であり、第２欄については、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額であり、保険給付（年金額）に反映されない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900108 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000007 号

第１　結論

請求期間①について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のＢ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 32 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　昭和 50 年４月１日から昭和 51 年６月１日まで
②　昭和 51 年６月１日から昭和 55 年４月１日まで

請求期間①においてはＡ社、請求期間②においてはＢ社に勤務していたのに、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①について、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、当該期間のうち、昭和 50 年８月１日から昭和 51 年３月 31 日まではＣ社、同年４月１日からはＢ社において勤務していたことが確認できるものの、Ａ社に係る加入記録は確認できない。

また、請求期間①当時、Ａ社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会したが、回答のあった 12 名はいずれも請求者が同社に勤務していたことを記憶していないとしている上、Ａ社は平成 14 年に解散しており、請求期間①当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の当該期間における勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、上記同僚照会において回答した者のうち３名は、「自身の勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していない。」と回答している上、ほかの３名は、「試用期間後に厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、同社では、必ずしも従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、Ａ社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録を確認したが、請求期間①において請求者の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

２　請求期間②について、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、Ｂ社に昭和 51 年４月１日に雇用され、昭和 56 年７月 20 日に離職していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、Ｂ社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 55 年４月１日となっており、請求期間②は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、請求者が所持する年金手帳には、厚生年金保険の初めて被保険者となった日欄に、昭和 55 年４月１日と記載されている上、請求者に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び請求者のＢ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格取得年月日が同年４月１日と記載されており、これらの記録はオンライン記録と一致している。

さらに、Ｂ社は、「請求期間②当時の資料は保管期間が過ぎており、請求者の在籍を確認することができない。」旨を回答しており、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

加えて、Ｂ社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 55 年４月１日）において、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、請求期間②に雇用保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、２名が、「入社時に会社から健康保険と厚生年金保険について加入していない旨の説明があり、請求期間②当時はまだ国民健康保険と国民年金だった。昭和 55 年４月から厚生年金保険に加入したので、請求期間②において厚生年金保険料の控除は無かった。」旨を回答している。

３　このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により請求者の請求期間①及び②に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの事実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。